

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年8月4日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主復水器細管洗浄装置ボール循環ポンプ（B）において、入ロストレーナ押さえハンドルに腐食が認められたため、当該ハンドルを交換	D	
2	1号機	廃棄物処理系床ドレン収集タンクサンプリングラックのライン2次弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	1号機	タービン建屋地階において、計装用空気配管に腐食が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
4	2号機	タービン建屋空調系冷却装置薬注タンクにおいて、薬品投入口に腐食が認められたため、薬品投入口を点検・修理	D	
5	3号機	原子炉建屋1階携帯用バッテリー（NO. R-19）の点検時、充電タイマーの不良が認められたため、当該タイマーを交換	D	
6	4号機	屋内負荷ケーブル（LP-4TB2）の点検時、「復水器室400Wポンプ電源」の絶縁抵抗不良が認められたため、当該ケーブルを修理	D	
7	4号機	屋内負荷ケーブル（LP-4T13）の点検時、「主変廻りコンセント」の絶縁抵抗不良が認められたため、当該ケーブルを修理	D	
8	4号機	屋内負荷ケーブル（LP-4RB1）の点検時、「トラス室内側キャットウォーク照明用電源」の絶縁抵抗不良が認められたため、当該ケーブルを修理	D	
9	5号機	復水脱塩塔入口流量記録計の点検時、プロッタの機能不良が認められたため、当該プロッタを修理	D	
10	5号機	定期事業者検査成績書において、検査体制図内検査助勢員の会社名に記入漏れが認められたため、成績書を訂正及び関係者に周知	D	
11	集中環境施設	共用サプレッションプール水サージタンク廃液移送ポンプ（A）の点検時、シャフト軸受部嵌合値に管理値外れが認められたため、当該部を修理	D	
12	集中環境施設	高温焼却炉設備廃棄物仮置コンベア（A）用減速機付モータの点検時、減速機部から周期的な異音（カタカタ音）が認められたため、当該減速機部を修理	D	
13	集中環境施設	焼却設備（A）CO/02分析計の点検時、自動校正用ガスボンベ接続チューブに外れが認められたため、当該チューブを復旧	D	
14	集中環境施設	プロセス建屋4階電気品室西側において、ケーブルトレイ上蓋に外れが認められたため、当該上蓋を取付け	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEA64101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A_s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで